

令和 8 年度練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画

1 基本方針

指導監査は、社会福祉法その他の法令等の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

平成 28 年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 評議員・評議員会

(ア) 定款に定めるところにより、法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。

(イ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

イ 理事

(ア) 理事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(イ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

ウ 監事

(ア) 監事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(イ) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。

エ 理事会

(ア) 決議が必要な事項について決議が行われているか。(評議員会の日時、場所および議題・議案の決定、多額の借財、競業および利益相反取引の承認、

役員等のために締結される保険契約の内容の決定等)

(イ) 実際開催された理事会において、必要な回数以上、理事長等が職務執行に関する報告をしているか。

(ウ) 実質的な審議が行われているか。

エ 報酬

支払われた報酬等の額について報酬等の支給基準に根拠があるか。

(2) 事業

ア 「地域における公益的な取組」を実施し、地域住民に対し、積極的な情報発信を行っているか。

イ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。

(3) 会計

ア 経理規程が遵守されているか。

イ 内部牽制に配慮した体制に基づき、適正な会計事務処理が行われているか。

ウ 附属明細書と計算書類の金額が一致しているか。

(4) その他

ア 法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 随意契約は、通知や経理規程に基づき適正に行われているか。契約書や請書等は作成されているか。稟議書により意思決定が行われているか。

エ 財務状況に問題はないか。

3 一般監査実施法人の選定方針

(1) 選定時点

原則として、令和8年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中で設立または所轄庁変更により移管された法人について、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

(2) 選定基準

ア 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」3に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

イ 法人運営および指導監査において、継続的に指導を行っている、またはその必要がある法人

ウ 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

エ 苦情・通報等が多く寄せられている法人、または苦情・通報等の内容から運

- 用上の問題を有することが疑われる法人
- オ 毎年度、現況報告書または法人調査書を提出していない法人
- カ 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- キ 新設かつ施設整備中の法人
- ク その他、練馬区長が必要と認める法人

4 実施計画

(1) 対象法人

練馬区長が所轄庁となる法人を対象とする。

一般監査実施予定数 7 法人

(2) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、現況報告書や決算書類の提出が毎年度6月末までとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による結果通知や改善状況の確認等を行う必要があること。

なお、具体的な監査日については、東京都（合同検査）や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

(3) 実施方法

練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月27日29練福管第513号）による。